

レンタカー借上げ仕様書

1 件名

レンタカー借上げ（単契 総務）

2 目的

海上保安学校の学校行事等来校者及び訓練並びに学生の送迎等に使用する車両の借り上げ。

3 契約期間

令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで

4 借上期間

官の指定する期間

※原則として借上の3営業日前までに、借上期間・車両について監督職員から受注者あて通知する。

なお、急遽車両の借上が必要となった場合は監督職員と別途協議するものとする。

5 引渡場所

海上保安学校、第八管区海上保安本部及び舞鶴港第3ふ頭

6 借り上げの条件

（1）道路運送車両法に基づく点検、整備を完全にしたものとする。

（2）自動車損害賠償責任保険及び次の保険金額以上の車両任意保険に加入していること。

イ 対人補償 無制限

ロ 対物補償 無制限（免責0万円）

ハ 車両補償 時価 （免責0万円）

ニ 搭乗者補償 3,000万円

（3）免責補償が適用されていること。

（4）NOC（休業補償料の一部金）の支払免除であること。

7 借上げ車種、規格、予定日数

別添内訳書のとおり

8 借り上げ方法等

（1）「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」に基づく「環境物品等の推進に関する基本方針」の判断基準を満たす車両であること。

（2）車体の塗色は、シルバー・白・青・黒のいずれかを基調としたものであること。

（3）カーナビ及びETC搭載車であること。（トラックはこの限りではない）

（4）引渡場所へ車両の納車、引取りを行うこと。

（5）装備品及び付属品は、エアコン・停止表示板・その他、同車種における標準装備を具備していること。

- (6) 降雪及び路面凍結の虞がある場合、又は、監督職員から指定がある場合は安全基準を満たすスタッドレスタイヤ全輪装着車両を用意すること。

9 代金支払

支払いは履行完了後、毎月払いとし、受注者は検査職員による検査合格後、海上保安学校の指定する様式により請求書を作成し、提出すること。

なお、海上保安学校においては受注者から適正な請求書を受理した後、30 日以内に受注者の指定する口座に請求代金を支払うものとする。

10 その他

- (1) 別添内訳書の日数は予定数量であり、増減が発生しても異議を申し立ててはならない。
- (2) 本仕様書に記載の無い一般事項については、「海上保安学校入札・見積者心得書」による。
- (3) 本契約は令和7年度予算成立を条件とする。

内訳

番号	借上げ車種	規格	単位	予定 数量
1	普通乗用車	3ナンバー5人乗り セダン2500cc	台	2
2	普通乗用車	5ナンバー5人乗り セダン1500cc	台	31
3	普通乗用車	3ナンバー8人乗り ワゴンタイプ	台	10
4	普通乗用車	5ナンバー8人乗り ワゴンタイプ	台	28
5	普通乗用車	3ナンバー10人乗り ワゴンタイプ	台	30
6	トラック	2トントラック アルミバン	台	4
7	トラック	2トントラック アルミバンロング	台	6
8	トラック	3. 5トン以上 (荷台寸法5メートル以上)	台	4
				115